

指定入院医療機関における医療観察法病棟入院料に係る届出受理状況

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法」（平成 17 年厚生労働省告示第 365 号）に規定される医療観察法病棟入院料について、管内の指定入院医療機関における届出受理状況は、下表のとおりです。

(令和 8 年 9 月 1 日現在)

項番	指定入院医療機関名称	指定入院医療機関所在地	医療観察法病棟入院料の種別	算定開始年月日
1	独立行政法人国立病院機構 鳥取医療センター	鳥取県	医療観察一般病棟入院料	令和 8 年 6 月 1 日
2	島根県立こころの医療センター	島根県	医療観察一般病棟入院料	令和 8 年 6 月 1 日
3	岡山県精神科医療センター	岡山県	医療観察一般病棟入院料	令和 8 年 6 月 1 日
4	独立行政法人国立病院機構 賀茂精神医療センター	広島県	医療観察一般病棟入院料	令和 8 年 6 月 1 日
5	山口県立こころの医療センター	山口県	医療観察一般病棟入院料	令和 8 年 6 月 1 日